

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する基準

(平成 23 年 11 月 18 日区長決定)

(平成 24 年 3 月 19 日一部改正)

(平成 25 年 3 月 28 日一部改正)

(平成 26 年 3 月 18 日一部改正)

(平成 27 年 3 月 20 日一部改正)

(平成 28 年 3 月 17 日一部改正)

(令和 3 年 8 月 31 日一部改正)

(令和 3 年 12 月 27 日一部改正)

(令和 6 年 3 月 27 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、品川区（以下「区」という。）と工事請負契約を締結している請負者のうち、中小・中堅元請建設事業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下または常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の建設事業者）が、地域建設業経営強化融資制度（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号および平成 22 年 12 月 14 日付け国総建第 213 号、国総建整第 208 号。以下「本制度」という。）を利用する場合において、品川区工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする際に必要な手続を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第 2 条 債権譲渡の対象となる工事は、次の各号のすべてに該当する工事とする。

(1) 当該工事の出来高が全体の 2 分の 1 以上あること。

(2) 債権譲渡承諾の申請時において、当該年度内に完了が見込まれること。ただし、債務負担行為に係る工事または前年度から繰り越される工事については、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が 1 年未満であること。

2 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、債権譲渡の対象としない。

(1) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 区が役務的保証を必要とする工事

(3) 請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

(債権譲受人)

第 3 条 区が債権譲渡を承諾できる工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）、特例民法法人である建設業者団体または建設業の実務に関して専門的な知見を有することならびに本制度に係る中小・中堅元請建設事業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤および信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保険者として適当と認める民間事業者であって、請負者（以下「債権譲渡人」という。）への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第 4 条 譲渡される債権の範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該工事が完成した場合にあっては、契約約款第 31 条第 1 項の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金および当該工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。
 - (2) 当該工事請負契約が解除された場合にあっては、契約約款第 46 条第 1 項の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する契約金額から前払金、中間前払金、部分払金および当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額とする。
- 2 当該工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、工事請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第 5 条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第 1 号様式） 3 部
 - (2) 区の承諾を得ることを停止条件とした締結済の債権譲渡契約証書の写し 1 部
(様式は、平成 20 年 10 月 17 日付け国官会第 1255 号、国地契第 34 号、国官技第 171 号、国営計第 61 号および平成 22 年 12 月 14 日付け国官会第 1731 号、国地契第 40 号、国官技第 269 号、国営計第 90 号、国北予第 28 号に定める様式 3 を準用することとし、国土交通省において当該通知が改正された場合には、改正後の通知に基づくものとする。)
 - (3) 工事履行報告書（第 2 号様式） 1 部
 - (4) 発行日から 3 月以内の債権譲渡人および債権譲受人の印鑑証明書 各 1 部
 - (5) 契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険または保証約款等により債券譲渡の承諾を義務付けられている場合は、必要な承諾を受けていることを証するもの 1 部（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。)
 - (6) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1 部
 - (7) 債権譲渡人の建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し 1 部
- 2 前項の書類は、当該工事の契約担当課に持参するものとし、郵送による提出は認めない。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（第 3 号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。
- 3 第 1 項の書類の提出期限は、当該工事請負契約の履行期限の 2 週間前までとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第 6 条 債権譲渡は、次に掲げる事項のすべてが確認された場合に承諾する。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書および債権譲渡契約証書の写しについては、申請時時点の譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる契約金額と一致していること。
- (2) 申請に係る工事が第 2 条の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲受人が第 3 条の条件を満たしていること。
- (4) 債権譲渡承諾依頼書等の印影が印鑑証明書等と一致すること。
- (5) 当該工事請負契約が解除されていないこと、または契約約款の規定に基づき区が契約を解除するおそれがないこと。
- (6) 当該工事の出来高が全体の 2 分の 1 以上であることを工事履行報告書等により確認できること。

(債権譲渡の承諾または不承諾)

- 第7条 債権譲渡の承諾は、区が第5条第1項に規定する適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、前条に掲げる事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書を債権譲渡人および債権譲受人に各1部を交付することにより行う。
- 2 区は、第5条第1項に規定する適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合または第6条の規定に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。この場合においては、債権譲渡人および債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(第4号様式)を交付する。
 - 3 前2項の規定による承諾または不承諾に係る通知の交付は、債権譲渡承諾依頼書等を受理した日から概ね2週間以内に行う。

(出来高の確認)

- 第8条 債権譲渡契約の締結や融資審査手続きなどにおいて、当該工事の出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が確認するものとする。
- 2 前項の規定による出来高確認を行うにあたり現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力申出書(第5号様式)を提出するものとする。
 - 3 前項の規定による工事出来高確認協力申出書の提出があった場合は、契約担当課と当該工事の予算の執行を所管する課(以下「工事担当課」という。)において立入りに必要な調整を行ったうえで、工事担当課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。

(融資実行の報告)

- 第9条 第7条第1項の規定による承諾を得た債権譲渡人および債権譲受人が、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、連署にて融資実行報告書(第6号様式)を速やかに契約担当課へ提出するものとする。

(請負代金の請求)

- 第10条 債権譲受人は、当該工事が区による検査に合格し、部分払金および工事請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、債権譲受人が債権譲渡人から譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で区に対し支払を請求することができる。なお、債権譲渡の承諾後において、債権譲渡人は区に対し請負代金等の請求をすることはできない。
- 2 債権譲受人は、請負代金等の請求にあたって、工事請負代金請求書(第7号様式)を契約担当課に提出するものとする。

(契約変更の場合の取扱)

- 第11条 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事請負代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。
- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書(契約変更用)(第8号様式)を作成の上、契約担当課に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。

(契約解除の場合の取扱)

- 第12条 債権譲渡の承諾後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、契約担当課は第4条第1項第2号により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（第9号様式）を作成の上、契約担当課に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。この場合、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

（不正行為への措置）

第13条 区は手続に関し、債権譲渡人や債権譲受人から提出された書面について、偽造、改ざん等の不正行為が認められたときは、区は融資制度の監督官庁、債権譲渡人の監督行政庁および振興基金等にその事実を速やかに通報しなければならない。

（競争入札における指名選定等に係る留意事項）

第14条 区は、債権譲渡人が債権譲渡の承諾を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）

第15条 本手続を実施するにあたって、この基準に定めのない事項については、本融資制度に係る監督官庁の通知・通達に準じて、企画経営部長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成23年12月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成25年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成26年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成27年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成28年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成33年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、令和4年1月1日から適用する。
- 2 この基準は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。